

南アフリカの人種差別への一視角

—— 経済的側面からのアプローチ ——

はやし
林
こう
晃
し
史

はじめに

南アフリカ共和国を理解しようとする場合、人種差別を抜きにしては完全な把握はありえない。

今日、南アフリカ共和国で行なわれている人種差別は、同国内の非白人に対して「あらゆる面での人種による差別」を含んでいるが、従来、その人種差別の意義について、総合的、立体的に究明したものはない。いま、便宜上「あらゆる面」ということを、政治的側面、経済的側面、社会的側面に分けてみると、比較的研究がなされてきた側面は、第1の側面ではないかと思う。そこでは、1948年以降政権を握る「国民党」の性格、アフリカーナー^(注1)・ナショナリズムの研究の立場から考察が行なわれてきた。すなわち、イギリス系白人への反発、アフリカーナーの信奉するオランダ改革派教会の影響、言語問題、オランダ本国との隔絶、アフリカ人人口への恐怖（アフリカ人参政権の制限）、アフリカーナーだけの国の建国への希求などの要因が、国民党の各政権において、具体的にどのような人種差別立法という形で現われてきたかを考察している。したがって、人種差別の将来性については、ひとえに国民党政権の存続に依拠している^(注2)。

第2の側面での研究は比較的新しい。この分野での先駆的業績としては、まず1961年のG・V・ドクセイの研究^(注3)があげられよう。かれは、南ア

フリカの経済発展と人種差別政策との関連を、鉱業発展期における Colour Bar を端緒とする一連の労働上の人種差別立法を抽出し、それらを経済発展との対応においてとらえ、人種差別の意義を「アフリカ人労働力の確保」、「白人の保護」と結論づけた最初のものである。

続いて1964年のW・H・ハットの研究^(注4)がある。かれも、前者と同様、人種差別政策を、経済発展に伴う、アフリカ人労働力の確保、白人の保護と考え、その意味では、現在南アフリカで行なわれている労働移動の制限、バンツースタン（南アフリカのアフリカ人を全国土の13%の土地に隔離して、そこで制限付きの自治を許す。IIIで詳述）やボーダー・インダストリー（バンツースタンの周辺に白人資本により企業をおこし、アフリカ人労働力を吸収しようとする。IVで詳述）の形成は、経済合理性に反するもので、将来、人種差別のない自由競争市場、自由労働市場が成立しない限り、南アフリカの経済発展は望めないと結論づけているが、現実はいかれの結論の方向には進んでいない。

第3の側面に関しては、今のわたくしには不明である。

以上、「あらゆる面」を、便宜上、三つの側面に分け、かつ、この小論では第2の側面をとりあげたが、その意義について言及したい。

本来、総合的なものを各局面に分けてみることは、確かに、そのものの一局面しかみることで

きないという不備がある。だが、総合的なものを把握する作業の一過程として、局面に分けてみる意義はある。大塚教授は、マルクスの方法論に言及して「科学的認識の視野をさしあたって経済現象にしぼり、それによって、人間の行動を突き動かしている、あるいは社会現象の奥底でその動向を大きく左右している、人間諸個人の経済的利害のあり方を、ヴェーバー風に言えば経済的利害状況 ökonomische Interessenslage を、まず正確につかむという学問的作業」に集中したと述べているが^(注5)、南アフリカの人種差別の場合も、一見、非合理的にみえる現象の中にも、経済的利害状況が強く作用しているのではないか、という疑問である。もちろん、これがすべてであるとは思わないが、従来は、政治的側面が強調されすぎていたという危惧がわたくしにはある。いま、経済的側面からアプローチすることによって、人種差別の別の側面を明らかにしたいと思う。社会的側面を取り上げなかったのは、おもに資料的理由による。経済的側面を取り上げる場合、わたくしは、前述したG・V・ドクセイやW・H・ハットの成果はできるだけ取り入れた(II参照)。しかし、わたくしはさらに、かれらが比較的等閑視(ふれられてはいるが、あまり比重がおかれていない)していた「地域的隔離」の問題を、かれらの二つの結論——「アフリカ人労働力の確保」と「白人の保護」——と同じ比重で取り上げることによって、特にW・H・ハットのいう経済合理性に反するものとしてのボーダー・インダストリーの「合理性」を明らかにしようとした。

「アフリカ人労働力の確保」、「白人の保護」それに「地域的隔離」の関係についてはIVの冒頭で検討しているので、ここでは詳細には触れないが、結局、この三つの要因をある程度満足させるもの

として発足したボーダー・インダストリーは、南アフリカ共和国の今後の経済発展にとって、重要な意味をもつことはまちがいない。

小論の構成は、以下のとおりである。

Iでは、人種差別の基礎となる各人種が、南アフリカでは、歴史的にどのように形成され、現在どのような構成にあるかをみる。

IIでは、従来の研究をふまえて、人種差別立法の中から、産業・労働上の立法を抽出し、それらと南アフリカの経済発展の段階との関連をみる。

IIIでは、人種差別のもう一つの経済的側面である地域的隔離(後に分離)の視点から、土地立法を取り上げ、今日のバンツースタンの形成までをみる。

IVは、バンツースタンにおける経済発展の非現実性を検討し、II、IIIの結論である(1)白人の保護、(2)アフリカ人労働力の確保、(3)地域的隔離、をある程度満たすものとしてのボーダー・インダストリーについて考察する。

Vは、結論として、ボーダー・インダストリーの現時点における意義と限界について考察する。

(注1) 南アフリカでは、アフリカーナー(Afrikaner)とアフリカン(African)とを区別する必要がある。前者は、オランダ系白人(ブーア)、後者は原住民であるバンツースを意味する。

(注2) 政治的側面からの研究としては、数多くあるが、ここでは、S. Patterson, *The Last Trek: A Study of the Boer People and the Afrikaner Nation*, London, Routledge and Kegan Paul Ltd., 1957. G. M. Carter, *The Politics of Inequality: South Africa since 1948*, London, Thames and Hudson, 1958をあげておく。

(注3) G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, Oxford University Press, 1961.

(注4) W. H. Hutt, *The Economics of the Colour Bar: A Study of the Economic Origins and*

Consequences of Racial Segregation in South Africa,
The Institute of Economic Affairs, 1964.

(注5) 大塚久雄、『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス』, 岩波書店, 1966年, 64~65ページ。

I 南アフリカにおける人種の形成と構成

南アフリカがヨーロッパ人によって認識され始めたのは、オランダ東インド会社が、東洋貿易航路の補給地として、1652年、ケープタウンに上陸したのが最初である。続いて、オランダ本国からの移民が始まったが、移民のほとんどは、オランダ改革派教会を信奉する農民たちであった。かれらは原住民から土地を略奪し、原住民労働力を使って農場を経営していった。また、この間、原住民との戦い(カフィル戦争)を通して、かれらの土地を拡大していった。

18世紀後半にはいると、イギリスは産業革命の結果、インド貿易の中継地としてのケープタウンの重要性を認識し、1795年には、イギリスはオランダからケープタウンを占領した。ケープタウンは一時オランダに返還されたが、のち再び占領され、1814年には、正式にケープ植民地として、イギリスの支配下に置かれた。このため、オランダ系白人(ブーア)は、イギリスの支配を脱して、内陸に向かった(グレート・トレック)。その結果、かれらは、ちょうどそのころ北から南下するバンツール族と戦いながら、1852年にはトランスヴァール共和国を、1854年にはオレンジ自由国を建国した。一方イギリスは、1842年ナタールを占領した。イギリスがブーア人の建国を許した理由に、当時のイギリス本国の植民地領有反対論がある。アダム・スミス、ジョサイア・タッカー、ジェレミー・ベンサムらを中心とするこの思想は、勃興しつつあるイギリス産業資本にとって必要なのは、自由

貿易主義であり、植民地経営は莫大な負担を本国にかけるので、即刻放棄すべきであるというもので、1826年の航海条令の廃止、1846年の穀物条令の撤廃はそのあらわれであった。もう一つの理由としては、伝統的部族制を固執する原住民に対する統治の困難さがあった。

19世紀中葉になると、イギリスは産業資本の発達の結果、広大な市場を必要とする「帝国主義」時代が始まり、諸列強は「アフリカの分割」を行なっていった。1867年、オレンジ自由国のキンパレイで、ダイヤモンドの富鉱が発見されたことは、南アフリカ経済を一変させた。すなわち、農業の世界であった南アフリカを鉱業国に一変させた。イギリスはただちに、オレンジ自由国に、キンパレイの割譲を要求し、1871年にはイギリス領にしてしまった。続いて1886年、トランスヴァール共和国のヴィットヴァーテルスランドに金鉱が発見された。イギリスはすぐにこれに着目し、1899年には共和国との間に、アングロ・ブーア戦争が起こった。結果は、1902年のプレトリア条約の締結によって、イギリスの勝利に帰し、以後イギリス人は、鉱業を基盤として南アフリカにおける経済的支配権を握り、1910年の南アフリカ連邦結成後も、農業経営を基盤とするブーアと感情的にも対立している。

さて、ここで、南アフリカにおける人種の形成についてみよう。

まず、白人に関しては、前述のごとく、オランダ系(ブーア、現在ではアフリカーナーと呼ばれている)とイギリス系に大別できるが、アフリカーナーはオランダでもおに農業に従事していた農民であるのに対し、イギリス系白人は、特に19世紀末の鉱山開発によって移住したものが多い。

カラード（混血人）は、起源的には、オランダ東インド会社によって移入されたマレー人の奴隷、それにケープの原住民である ホットントットやブッシュマンと白人との混血の子孫であり、大部分ケープ州に居住している。

インド人は、1860年、ナタールの砂糖プランテーションの労働力として 年期契約で移入され、その後土着化したものである。したがって地理的には、ナタール州に多い。

以上が、南アフリカの各人種（厳密に言えば、カラードは人種ではないが）の起源についての素描であるが、つぎに、人種構成についてみてみよう。まず、各人種別人口変化は第1表のとおりである。

なお、白人のうち、アフリカーナーとイギリス

第1表 人種別人口変化 (単位: 1000人)

年次	白人		アフリカ人		アジア人		カラード		合計
	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	
1904	1,117	21.6	3,490	67.5	122	2.4	445	8.6	5,175
1921	1,521	22.0	4,697	67.8	164	2.4	545	7.9	6,927
1936	2,003	20.9	6,596	68.8	220	2.3	769	8.0	9,588
1946	2,372	20.8	7,831	68.6	285	2.5	928	8.1	11,416
1951	2,642	20.9	8,560	67.6	367	2.9	1,103	8.7	12,671
1960	3,088	19.3	10,908	68.2	477	3.0	1,509	9.4	15,983
1965	3,395	19.0	12,162	68.2	533	2.9	1,742	9.9	17,832

(出所) *State of South Africa, Year Book 1966*, p. 55.

第2表 アフリカーナーとイギリス系白人の比率 (1951年および1960年)

区分	1951年		1960年	
	実数(1000人)	比率(%)	実数(1000人)	比率(%)
英語	1,039	39.3	1,151	37.3
アフリカーンス*	1,502	57.0	1,791	58.0
その他	101	3.7	146	4.7
計	2,642	100.0	3,088	100.0

(注) *アフリカーンス(Afrikaans)は、17世紀のオランダ語を母体として、英語、ドイツ語などの影響を受けてできた人造語であり、現在、英語とともに南アフリカの公用語である。

(出所) *State of South Africa, Year Book, 1966*, p. 59.

系白人との比率を言語によってみると、第2表のとおりである。

地域的にみると、ケープ州、ナタール州はイギリス系が多く、トランスヴァール州、オレンジ自由国では、アフリカーナーが多い。

以上が、南アフリカにおける人種の形成と構成の概観であるが、以下の各章では、カラード、インド人を一応除外して、ヨーロッパ人対アフリカ人の関係で述べることにする。理由は、カラード、インド人は、アフリカ人に比べて数的にも小さく、地理的にも偏在しているからである。しかしこのことは、けっしてかれらを見捨ててよいということではなく、南アフリカの人種差別は、各人種に対して行なわれているので、かれらに対しても、別々の研究がなされなければならない。

II 経済発展と人種差別

この章では、南アフリカの経済発展と人種差別との関連を、G・V・ドクセイやW・H・ハットの研究に依拠し、特に、産業・労働上の人種差別立法を中心にみていきたい。

南アフリカで、白人がアフリカ人労働力を特に必要とするようになったのは、19世紀末の鉱山開発の時期からである。すなわち、1867年のオレンジ自由国にある西グリカランドのキンバレイでのダイヤモンド富鉱の発見は、一躍、羊毛を中心とした農業国南アフリカを世界経済の一環に結びつけ、ダイヤモンド・ラッシュは、多くのヨーロッパ人を南アフリカに誘引した。1870年代初頭、急速に発展したダイヤモンド鉱業は、初め多数の小企業家によって採掘されたが、やがて生産の過剰から不況が生じ、この不況期に群小の小企業家は整理統合されていった。不況前3000あまりあった小企業は、約70の会社に統合され、中でも大きなも

のとしては、ド・ベールズ鉱山会社、パルナト・ダイヤモンド鉱山会社があった。鉱山労働力はほとんど原住民から調達された。その調達法は、はじめ、各鉱山会社が原住民のクラール(Kraal, 村落)にはいり、原住民を甘言で鉱山に連れてきたが、鉱山の苛酷な労働条件のために、逃亡するものが多く、のちにはヴィットヴァーテルスランド原住民労働協会(Witwatersrand Native Labour Association, 1901年設立)や原住民補填公社(Native Recruiting Corporation, 1912年設立)などの機関をつくり、組織的に調達を行なった。したがって、一般に鉱山労働者の労働回転率は高かった。1872年には、西グリカランドで約1万2000、1875年には約3万人の原住民鉱山労働者がおり、かれらは通常5カ月契約で雇われ、賃金は週給25~30シリングで、これは白人の1日分にも満たなかった。その他、簡単な衣食が支給され、特に住居に関しては、コンパウンド制度(隔離家屋制度)が、この時期に始められた。

続く1886年のトランスヴァールのヴィットヴァーテルスランドにおける金鉱脈の発見は、無数の中小企業家(おもにダイヤモンド鉱業の)をランド地方に引きつけたが、3年後には埋蔵量に対する不安、精練に必要な石炭の不足、さらには技術上の変化による巨大資本の必要性、そのうえ、1891年の金融恐慌によって、ダイヤモンド鉱業のときと同じく企業集中が進んだ(すなわち、1889年の642から1891年の161企業へ)。その後、埋蔵量に対する不安は解消され、石炭もランド地方に発見されて、1892年には輸出額はダイヤモンドを抜いて第1位になった。原住民の金鉱労働者の数も、1893年には2万9000人、94年には4万人、95年には5万人、98年には6万8000人と急激に増加した。

1889年に始まったアングロ・ブーア戦争は、イ

ギリスのヴィットヴァーテルスランド地方の独占支配が原因であったが、3年に及ぶ戦争の結果、金鉱の操業は停止され、金生産額は著しく減少した。戦前約7万人の鉱業労働者は3万人に減り、それを回復するために、賃金の引上げを行なうなどの手段をこらじ、1903年には、約5万人までに回復したが、不足は中国人クーリーを移入させることによって補った。

一方、アングロ・ブーア戦争は、ブーア・ホワイトを創り出す契機ともなった。従来、農業に従事していたブーアの一部は、戦争の結果、土地から切り離され、農村に止って小作人または農業労働者となるか、または、都市に出て賃金労働者になるかのいずれかの道しかなかった。しかし、それらの職場では、すでに不熟練労働はアフリカ人に、熟練労働はイギリス人(ケープ州ではカラードにも)に占められていた。

1911年に立法化された鉱山および労働法(Mines and Works Act No. 12)は、鉱山におけるアフリカ人の職域を規定し、白人を優先させた。また、1914年の労働者補償法(Workmen's Compensation Act No. 25)も、労働者の定義からアフリカ人を排除し、白人のための別枠の補償制度を設け、白人を保護した。一方、1911年の原住民労働規制法(Native Labour Regulation Act No. 15)は、鉱山におけるアフリカ人労働力の補充をスムーズにするためのものであった。

第1次世界大戦によって輸入供給源が閉鎖されたため、南アフリカは経済の自立化を迫られ、製造工業が急速に発展した。いま、GNPに占める製造工業の割合の変化をみると、1911年の7%から、1927年の14%、1937/38年の18%、1956/57年の23.4%と増加している。工業の発達につれて人口の都市への集中が進み、白人の都市居住者の割

第3表 製造工業における雇用者数の変化
(単位: 1000人)

年 度	白 人	アフリカ人
1915/16	40	35
1924/25	60	72
1934/35	83	90
1944/45	119	208
1955/56	193	430

(出所) *Union Statistics for 50 Years*, G-6.

第4表 鉱業における雇用者数の変化
(単位: 1000人)

年 次	白 人	アフリカ人
1915	27	240
1925	33	270
1935	44	356
1945	53	409
1955	77	459

(出所) *Union Statistics for 50 Years*, G-4.

合が1911年51.6%, 1921年59.6%, 1936年68.0%, 1946年74.5%, 1951年78.4%であるのに対し, アフリカ人はおのおの12.6%, 14.0%, 18.4%, 23.7%, 27.2%になっている。

製造工業, 鉱業における雇用者数の変化を調べてみると, それぞれ第3表, 第4表のとおりである。

製造工業の急激な発展と, 鉱業の引き続き発展は, アフリカ人労働力の需要を不可欠とし, また都市への人口の集中は, この時期に, さまざまな産業・労働上の人種差別法を生んだ。

まず1922年の徒弟法 (*Apprenticeship Act No. 26*) は, 雇用主に, 徒弟の資格をもつもの以外の採用を禁止し, これはアフリカ人に著しく不利であった。1924年の産業調停法 (*Industrial Conciliation Act No. 11*) は, 労働組合, 雇用者組織の登録, 産業委員会と調停局の設立による労使の紛争の調停を規定したが, アフリカ人は被雇用者の定義からはずされたので, 労働組員とは認められなかった。1925年の賃金法 (*Wage Act No. 27*) は, 産業調停

法の適用を受けない未組織の産業に対し, 最低賃金と労働条件を施行させる賃金局を設けさせた。

1941年の工場・機械・建物労働法 (*Factories, Machinery and Building Work Act No. 22*) は, 工場内での施設について, 人種や皮膚の色に基づく差別を設け, 1946年の失業保険法 (*Unemployment Insurance Act No. 53*) は, 家事傭人, 農業労働者, アフリカ人鉱山労働者, 鉄道港湾労働者を除いた産業労働者へ, 失業救済基金の適用を規定し, 白人を優遇した。1953年の原住民労働 (紛争解決) 法 (*Native Labour—Settlement of Disputes—Act No. 48*) は, アフリカ人労働者を, 産業調停法からはずし, 組合結成は名目上認めたが, ストライキやロック・アウトは禁じ, アフリカ人労働者の苦情については, 白人の構成する特別委員会を設けて調停にあたった。

以上, 南アフリカの経済発展と人種差別との関連を, 産業・労働上の立法 (*Industrial Colour Bar*) を中心にみてきたが, 結論的には, これらの諸立法の目的は, 人種差別による職域における白人の保護とアフリカ人低賃金労働力の確保であるといえると思う。すなわち, 鉱業の発展は, 大量の原住民不熟練労働力を必要不可欠にしたが, そのためには原住民をかれらの基盤である部族社会から切り離すこと, 換言すれば, 農民である原住民を産業労働者に転化することが必要であった。もっとも, 南アフリカの場合, 経済外的理由によってアフリカ人は自由な産業労働者となりえず, 農村と都市との間を絶えず移動する労働移動という特異な現象を惹起した^(注6)。ついで, 第1次世界大戦後の製造工業の発達に伴う半熟練, 熟練労働力の必要と, プーア戦争によって生じたプーア・ホワイトとアフリカ人の職域における競合は, 白人保護のための諸立法を生じさせたのである。

(注6) 南アフリカの労働移動(Migratory Labour)については、D. H. Houghton, "Men of Two Worlds: Some Aspects of Migratory Labour in South Africa", *The South African Journal of Economics*, Johannesburg, Sept. 1961, Vol. 28, No. 3 (拙訳、調査研究部所内翻訳資料 No. 40-14) 参照。

III 地域の隔離

ここでは、人種差別の経済的側面のもう一つの面、それは「アフリカ人労働力の確保」と表裏一体をなす「地域的隔離」を扱うが、その際、バンツール地域(リザーブ、のちにバンツースタンと呼ばれる)の形成に対して重要な役割をもった三つの法律を中心に述べることにする。すなわち、

- (1) 原住民土地法 Natives Land Act, 1913年,
- (2) 原住民信託土地法 Natives Trust and Land Act, 1936年,
- (3) バンツール自治促進法 The Promotion of Bantu Self-Government Act, 1959年,

である。

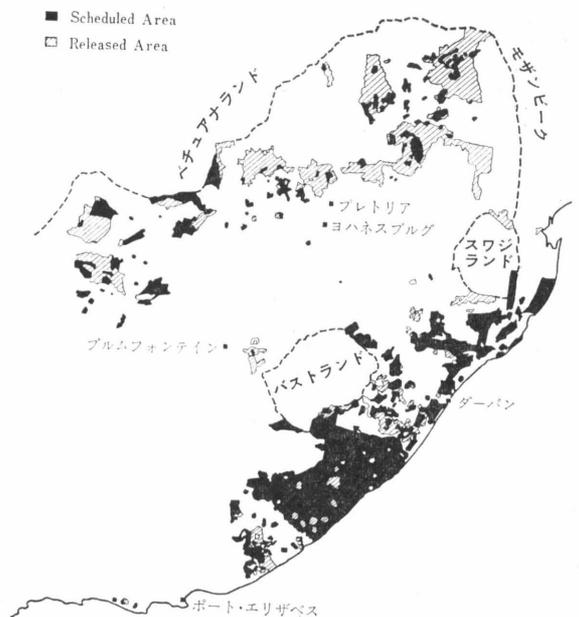
1913年4月25日、第2次ボータ(Botha)内閣の原住民相 J・W・サウアー(Sauer)によって上程された「原住民土地法」案は、少数の白人の批判とアフリカ人大多数の反対にもかかわらず成立した。法案の骨子は、アフリカ人のための地域(Scheduled Area)を定め、白人は総督の許可なしにその土地にはいることができず、アフリカ人はその土地以外から土地を取得することはできないというものであった(注7)。この法案にもられた基本的構想は、前原住民相 J・B・M・ヘルツォーグ(Herzog)のものであり、かれは、南アフリカにおける白人優越主義を唱え、白人とアフリカ人の分離を主張していた。この法案が成立した結果、原住民指定地として、総面積1042万2735モルヘン(morgen^(注8)) (これは南アフリカ全土の約9%に相当

する)が指定された。各州別の内訳は以下のとおりである。

	モルヘン
ケープ州	6,217,037
トランスヴァール州	1,159,296
ナタール州	2,972,312
オレンジ自由国	74,290
合計	10,422,735

この決定に基づき、同年 W・H・ボーモント(Beaumont)を委員長とする委員会が結成され、各州ごとの地方委員会をつくり、1918年に提出された報告書によって、具体的に、原住民指定地は、第1図のごとく定められた。

第1図 1913年法および1936年法によるアフリカ人地域



(出所) W. K. Hancock, *Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of Economic Policy 1918~1939*, Vol. II, London, Oxford Univ. Press, 1942, p. 85.

1924年、首相に就任した J・B・M・ヘルツォーグは、原住民問題に対するかれの主張を、着々と実行していった。その目的の一つが、ケープ州にいるアフリカ人の参政権の廃止であった。元来、

南アフリカでは、アフリカ人の政治権利に対して、白人の間に二つの異なった考えがあり、一つは、ケープ州、ナタール州を中心とするイギリス系白人で、かれらはアフリカ人に対して同等の権利を認めていた。これに対し、トランスヴァール州、オレンジ自由国を中心とする、いわゆる“northern view”と呼ばれる見解にたつアフリカーナーは、アフリカ人の政治参加をまったく認めていなかった。オレンジ自由国出身で、しかもオランダ改革派教会を信ずるヘルツォーグは、もちろん後者で、かれはケープ州およびナタール州のアフリカ人参政権を廃止するために、首相就任とともに、一連の政策を遂行した。1936年に成立した原住民代表法 (Representation of Natives Act No. 12) は、その一応の完成と見なすことができる。すなわち、同法によって、アフリカ人は普通選挙人名簿から削除され、その代わりに、アフリカ人の利益代表として下院に3名、上院に4名の白人議員を選出することになった。この立法に対する代償として、また原住民指定地の人口増加の圧力のために、ヘルツォーグは、同年、原住民信託土地法を成立させた。同法の目的は、(1)原住民指定地をさらに725万モルヘンふやすこと、(2)そのための信託機関を設立することであった(注9)。すなわち信託機関に基金を設けて、新たに白人地域から土地を購入し、それを Released Area として原住民地域とするものであった。各州別に新たに Released Area として予定された面積は、以下のとおりであった(第1図参照)。

	モルヘン
ケープ州	1,616,000
トランスヴァール州	5,028,000
ナタール州	526,000
オレンジ自由国	80,000
合計	7,250,000

そして、上記の予定面積がすべてアフリカ人地域となれば、それは南アフリカ全土の約13%に相当するはずである。しかし、この土地の拡大は、その後、資金の不足、第2次世界大戦による信託機関の機能停止などで進まず、はっきりした数字は公表されていないが、推定によると、1959年末までに619万9789モルヘン(予定面積の85.5%)を達成したにすぎない(注10)。

バンツール地域の形成にとって、もう一つ重要な段階は、1958年9月のH・F・フルヴェルト (Verwoerd) 首相の就任である。かれは1959年1月、下院で初めて全面的アパルトヘイト (total apartheid) 政策を発表した。すなわち「南アフリカは、現在、平等の権利をもつ多人種社会を選ぶか、全面的アパルトヘイトを確立するか、の岐路に立たされている。……政府は白人とアフリカ人が、それぞれの地域で、その能力に応じて発展する政策を採用する」(注11) というもので、今までの白人に従属する形での地域的隔離から、アフリカ人地域(以後、バンツースタンと呼ぶ)内で、アフリカ人に政治権を与えるという分離発展 (separate development) の方針が確立されたことである。この考えにたって、同年3月、バンツースタンに関する覚書 (Memorandum explaining the Background and Objects of the Promotion of Bantu Self-Government Bill) を発表し、それと同趣旨のバンツール自治促進法案を、5月に下院に上程した。その内容は、(1)アフリカ人の議会代表を廃止する、(2)従来の原住民指定地を、言語、文化に基づいて、8地区に分ける(すなわち NorthSotho, South-Sotho, Twana, Zulu, Swazi, Xhosa, Tsonga, Venda)、(3)アフリカ人地区への白人政府代表として5人の弁務官を置き、これによって、白人とアフリカ人の間の折衝機関とする、(4)将来は、各地区の自治を許す、というものであった。

この法案に対しては、野党の連合党からかなりの反対があったが、結局成立し、南アフリカの白人とアフリカ人の地域的分離は一応完成し、1963年12月には、そのテスト・ケースとして、最初の自治政府トランスカイ(Xhosa 族を中心とする)が発足した。

以上、土地立法を中心に、アフリカ人の「地域的隔離」の進展をみてきたが、白人に比べて圧倒的に多いアフリカ人を、南アフリカ全土のわずか13%に隔離したことじたい無理があり、結局、前述したように「アフリカ人の労働移動」という現象を起こさざるをえない。さらに1959年に始まる全面的アパルトヘイトによるアフリカ人への自治権の付与は、1960年代に活発化した、国外からの南アフリカ非難への政府の欺瞞であるが^(注12)、この小論では、アフリカ人労働力の供給源としてのバンツースタンの面を取り上げることにする。

(注7) Natives Land Act, No. 27 of 1913, I (1) (2).

(注8) $1 \text{ morgen} = 2\frac{1}{9} \text{ acre}$

(注9) Native Trust and Land Act, No. 18 of 1936, Chap. I, II.

(注10) *A Survey of Race Relations in South Africa 1958-1959*, South African Institute of Race Relations, p. 151.

(注11) House of Assembly Debates, Vol. 99, 27 January, 1959, cols. 61-68. (C. M. Tatz, *Shadow and Substance in South Africa*, University of Natal Press, 1962, p. 157 より引用。)

(注12) この点については、Govan Mbeki, *The South Africa; The Peasants' Revolt*, Penguin African Library, 1964を参照。

IV ボーダー・インダストリー (Border Industry)

II, IIIで、われわれは、人種差別の経済的意味

を、(1)白人の保護、(2)アフリカ人労働力の確保、(3)地域的隔離と結論したが、ここで、もう一度この三つの関係を検討してみよう。

地域的隔離は、必然的に農村(リザーブ)からのアフリカ人労働力の排出を惹起したが、それらアフリカ人の流入する都市では、別の問題が起きた。それは、農村から排出してきたアフリカ人労働者と白人労働者との職域における競合である。鉱業の場合は、不熟練の労働力で十分であったが、製造工業の発展に伴い比較的熟練度を要する労働力が必要になってきた。政府は熟練労働者を補うために、ヨーロッパ人の移民を奨励したが、それだけでは足りず、アフリカ人労働者が半熟練・熟練労働の分野にまで侵出するようになった。このため政府は、職域における一連の人種差別法を施行したが、職域における差別はできても、たえず都市に流入する大量のアフリカ人労働者を阻止することはできない。これに対し、政府はパス法(都市で職業についているアフリカ人に証明書を携帯させ、当局の要求に応じて、いつでも提示させ、できなければ拘引または帰村させられる)^(注13)などによって、流入を制限したが、都市にあふれる失業者や無職者は、都市の社会問題を引き起こし、政府はなんらかの手段をこうしなければならなくなった。この社会問題は、1950年代初めより深刻化し、このため政府は、1951年、F・R・トムリンソン(Tomlinson)を委員長とするバンツール地域社会経済開発委員会(Commission for the Socio-Economic Development of the Bantu Areas)を設け、労働力の排出源であるアフリカ人地域の開発の可能性について調査させた。その結果が、1955年に出たが^(注14)、それによって、以下の三つの案が勧告された。

- (1) バンツール地域の農業開発
- (2) バンツール地域の工業化

(3) ボーダー・インダストリーの設立

次にそのおのおのについて検討してみよう。

アフリカ人農業開発の基本線は、アフリカ人農民1家族の年収が、最低60ポンドを保証される Economic Farm Unit (面積は、農業地域によってかなり異なるが、平均約52モルヘン)^(注15)を農民に与えることである。ただし、この際、トムリンソン報告が勧告した土地私有制は認められなかった。しかし、もしこれが完全に実施されれば、アフリカ人地域は制限されているので、1951年の人口から計算して、人口の約半分は、土地を得られず、農業外から収入を得なければならない。また、この開発のための予算として、報告書は最初の10年間に1億0400万ポンドを見込んだが、それも政府によって、3600万ポンドに削減された^(注16)。以上のことからいえることは、まず、アフリカ人人口に比して、土地が絶対的に狭いこと。しかも白人農業地域に比べて劣等地が多いこと。トムリンソン報告による土地の得られない人口の半分をどう処理するかの問題。土地の私有化が認められなかったこと。開発予算が大幅に削減されたことなどから、バンツール地域の農業開発はいろいろな点でむずかしい^(注17)。

つぎに第2の問題について検討してみよう。

トムリンソン報告によるバンツール地域の工業化は、(1)鉱業開発、(2)製造工業創設の2点があげられている。鉱業開発に関しては、バンツール地域の北部および西部が、わずかに資源に恵まれているほかは、一般に資源に乏しい。さらに、鉱業開発のためには、ヨーロッパ人の資本が必要であるが、この点に関しても、政府は、トムリンソン報告の勧告を否定し、ヨーロッパ民間企業が、バンツール地域内にはいることを禁じたため、可能性はない。

第2の製造工業については、前述のように、バンツール地域は農業が主体で、それ以外にみるべき産業は何もない。このような地域に、新たに工業を起こす場合、まず、輸送施設、水、電力などのインフラストラクチャーの整備、それに資源、熟練労働、アントールプルヌールシップなどが必要であるが、鉱業の場合と同様、ヨーロッパ民間企業の入植を制限している以上、可能性は少ない。

結局、トムリンソン報告が勧告したバンツール地域の開発案が、政府によって、いくつかの重要な点で否定されたため、バンツール地域の農業開発と工業化は、あらゆる点で困難である。したがって、以下では、残る第3のボーダー・インダストリーの設立の可能性について、検討してみよう。

ボーダー・インダストリーというのは、バンツール地域の周辺のヨーロッパ人地域に、ヨーロッパ人の資本によって企業を起こし、労働力としてはバンツール地域の余剰労働力を使おうとするものである。

一般に、経済的観点から、工業の分散 (Decentralisation of Industry) を決定する要因として、C・P・キンドルバルガー (Kindleberger) 教授によれば、(1)原料指向型工業、(2)市場指向型工業、(3)輸送費節約型工業の3種類に分かれるが^(注18)、南アフリカの場合、純粋に経済的要因からだけでは説明できない要因が大きいに思われる。すなわち、人種差別の経済的意味が、(1)白人保護、(2)アフリカ人労働力の確保、(3)地域的隔離である以上、この三つの条件を同時に満足させる解決法は、現在の南アフリカの状況からしてありえないし、また、将来、南アフリカ内に、白人とアフリカ人のまったく別個の経済圏を創設し、それが平行して発展することを現在の政府が考えているにせよ、現在の状況で、ただちにそれを行なうことは、バ

ンツ地域の開発——農業開発にせよ、鉱工業開発にせよ——がむずかしい以上、なんらかの妥協がなされなければならない。そこで、トムリンソン報告は、パンツ地域への移行の過渡的段階として、ボーダー・インダストリー計画を提案した。

現在、南アフリカのヨーロッパ人工業地域の中心は四つある。すなわち、ヴィットヴァーテルスランド金鉱業を中心とする南トランスヴァール、ケープタウンを中心とする西ケープ州、同じくケープ州の東北にあるポート・エリザベス・アイテンハーヘ、そしてナタール州のダーバン・パイタウンである。それに対して、パンツ地域は、第1図にも示したとおり、4州に散在しているが、それらに隣接する八つの白人地域を周辺地域として指定し、白人の民間企業を誘致した。すなわち、(1)ナタール中部、(2)ナタール海岸地域、(3)東部トランスヴァール低地域、(4)プレトリア北西部、(5)北部トランスヴァール、(6)シスカイ周辺地域、(7)西部、(8)トランスカイ周辺地域である。そして、現在までに、これら周辺地域に約1200の企業が設立され、1960年末までに100万ラント^(注19)が投資された。さらに、ここで雇用されたもの4万2000人(うちアフリカ人3万3000人)で、今後の計画では、雇用人口総数12万7000人(うちアフリカ人9万5000人)を見込んでいる。そのうえ、周辺地域に工業を誘致するために、政府は、産業開発公社(Industrial Development Corporation)を設け、インフラストラクチャーの整備にあたるほか、ここでの企業家に所得税法(1961年)で特別の便宜を与えたり、製品輸送費の割引きなども行なっている。

ボーダー・インダストリーは、着手してまもないが、O・P・F・ホーウッド(Horwood)等のいうごとく^(注20)、第1段階は、労働集約的な農産物の

第1次加工が中心になり、第2段階は、第1段階の上に立った第2次加工、第3段階として、人口、市場に見合った最終消費財の生産と進むであろう。しかし、このボーダー・インダストリー計画に、政府はどの程度の年月を見込んでいるのか今のところ不明である。

(注13) パス法については *The "Pass Laws"—A Fact Paper*, South African Institute of Race Relations, No.7, 1960 を参照。

(注14) 正式な名称は *The Report of the Commission for the Socio-Economic Development of the Bantu Areas within the Union of South Africa* であるが、通常は委員長の名をとって、トムリンソン・レポートと呼ばれる。なお、原報告書は3755ページ、598表、66図からなる膨大なものであるため、一般には213ページ、63図からなる Summary が使われている。

(注15) Summary, p.114.

(注16) J. P. Nieuwenhuysen, "Economic Policy in the Reserves since the Tomlinson Report", *The South African Journal of Economics*, Johannesburg, March 1964, p.9.

(注17) トムリンソン報告によるアフリカ人農業開発の現状と可能性については、拙稿、「南アフリカ共和国における原住民農業の発展—トムリンソン報告を中心にして—」、『アフリカ諸国の経済開発』、アジア経済研究所研究参考資料第91集、を参照。

(注18) Charles P. Kindleberger, *International Economics*, 2nd ed., R. D. Irwin, 1958, pp.145~151.

(注19) 1ラント(Rand) = $\frac{1}{2}$ イギリス・ポンド

(注20) O. P. F. Horwood & E. Thorrington-Smith, "The Tugela Basin as a Future South African Metropolis", *Optima*, Dec. 1963, p.192.

結 論

南アフリカで今日行なわれている人種差別の経済的意義として、(1)白人保護、(2)アフリカ人労働力の確保、それに(3)地域的隔離を考え、それらの妥協案としての過渡的意味をもつボーダー・イン

ダストリーについて考察してきた。この節では、さらに、ボーダー・インダストリーの現時点における意義と限界について考えてみたい。

南アフリカの場合、19世紀末の鉱山開発によって蓄積された資本が、第1次世界大戦後の1920年代に産業資本に転化し、他のアフリカ諸国とは違って、いち早く工業化(ただし白人セクターのみ)が行なわれた。土地に関しては、1913年の原住民土地法、1936年の原住民信託土地法、それに1959年のバンツール自治促進法によって最終的にバンツール地域の形成が完了し、それは同時に、南アフリカにおける白人の土地所有を実現した。そしてこの囲い込み(enclosure)による土地制限のために、農業だけで生活できず、白人の産業に労働力しか売れるものを持たない多くのアフリカ人労働者をつくり出した。逆にいえば、この土地に関する諸立法は、すべてこのアフリカ人労働力を確保するための一連の措置であったといえよう。ただ、南アフリカの場合は、この労働力が商品として自由に売買されるものではなく、特殊な労働力であるということ。すなわち、都市において、白人の保護のために職域を制限され、かつ都市への流入や定着も制限されている点である。このことは、労働力を提供するアフリカ人の側のみならず、白人の側にも、ある程度、経済合理性を犠牲にさせている。すなわち、アフリカ人の移動労働に伴う莫大な経費のロス、技術修得の困難さ、高い労働回転率(high labour turn-over)など、経済合理性からの解釈では説明できない多くの点を含んでいる(このことは、初めにも述べたごとく、人種差別の別の側面——政治的、社会的——からのアプローチを必要とするが、ここでは触れない)。その結果、白人側としては、新たなインフラストラクチャーへの投資など、かなりのロスの大きいボーダー・インダストリーを実施した

わけであるが、これもやがては、現在の白人工業中心地が抱えている問題を惹起するであろう。ただ、なぜボーダー・インダストリーを今の時点で実施したかについては、二つの理由が考えられる。

第1は、この小論の初めに述べたごとく、白人内での対立——アフリカーナーとイギリス系白人との——である。すなわち、南アフリカの経済の分野のほとんどはイギリス系白人が占めているが、これに対抗するために、周辺地域において、政府が出資した産業開発公社を中心に、アフリカーナーの周辺地域進出を意図していることである。もしこれが成功すれば、1948年以来獲得したアフリカーナー・ナショナリズムの政治的勝利とともに経済面においても、イギリス系白人に対抗する素地をつくることのできるからである。

第2に、1961年のイギリス連邦脱退と、その後の諸外国からの人種差別政策非難としての経済封鎖である。しかし、経済封鎖は、南アフリカと貿易量の大きいイギリスが、事実上、中立の立場をとっており、実際、経済的断交を行なっているのは、取引の少ないアジア・アフリカ諸国(日本は除く)であるので、現段階では、あまり問題にはならないが、将来、封鎖が完全に実施された場合を想定すると、どうしても南アフリカ国内だけで、完結した経済圏を創設する必要がある。そのためには、南アフリカの白人セクターだけが発達しただけでは不十分で、アフリカ人セクターを伸ばして、白人セクターと補完関係を創り出す必要がある。すなわち、白人経済圏とアフリカ人経済圏の分離を最終的には意図しながらも、白人産業へのアフリカ人労働力の提供という現在の関係を維持しつつ、白人産業の創り出した商品を、国内で消費するためには、アフリカ人所得をある程度あげて、国内購買力を増す必要がある。現在、アフリ

カ人農家収入に占める出稼ぎによる送金が約40%を占める状態では(注21)、ボーダー・インダストリーによるアフリカ人労働力の吸収という過渡的状況も、しばらくは続くであろう。

以上が、経済的側面からみたボーダー・インダストリーの意義であるが、すでに今までの説明にも出てきたように経済外的要因が混入してきており、人種差別を経済的側面からだけでは分析しきれなくなっている。したがって、南アフリカの人種差別をよりよく理解するためには、どうしても

広い視野にたつ分析——政治的・社会的分析を含めた総合的な研究——を必要とする。しかし、この小論は、副題にもあるとおり、経済的側面からの一つのアプローチの試みを行なったにすぎない。

(注21) D. H. Houghton, "Land Reform in the Bantu Areas and its Effects upon the Urban Labour Market", *The South African Journal of Economics*, Johannesburg, Sept. 1961, p. 166.

(調査研究部アフリカ調査室)

アフリカ経済の諸問題

—— 研究参考資料 第73集 ——

藤田 弘 二 編

- 第1章 アフリカの貿易と共同市場.....藤田 弘 二
 - 第1節 この報告のねらい——EECの第1次連合協定の成果の問題と関連して——
 - 第2節 アフリカ貿易の発展——EECとの関係において——
 - 第3節 アフリカの域内貿易
 - 第4節 アフリカ共同市場の条件
 - 第5節 むすび
- 第2章 東アフリカの経済統合——アフリカ経済発展の条件——.....岩 城 剛
 - 第1節 アフリカ経済の発展形態
 - 第2節 東アフリカの経済発展と経済統合
- 第3章 ナイジェリアの経済構造.....入 江 敏 夫
 - 第1節 経済構造の特質
 - 第2節 外国資本
 - 第3節 産業の概観
 - 第4節 商品・貨幣経済の発展と社会構造の変化
- 第4章 南アフリカ共和国における人種差別の経済的側面.....林 晃 史
 - 第1節 歴史概観
 - 第2節 経済発展と産業労働力の形成
 - 第3節 産業・労働上の人種差別
 - 第4節 人種差別の経済発展に及ぼす影響
- 第5章 コート・ジボワールの経済発展.....上 杉 聡 彦
 - 第1節 アフリカにおけるコート・ジボワール——とくにギニアとの対比において——
 - 第2節 コート・ジボワールの経済概観